

議案第104号

債権の放棄について（城東区役所関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市北区西天満5丁目8番15号
株式会社 美術広告社
- 2 債 権 の 内 容 城東区の広報紙における広告枠の利用に関する契約に基づく
広告料債権及び同債権についての支払督促の手續費用に係
る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる債権ごとに当該各号に定める額の合計金
57,132円及び第1号に定める額に対する遅延損害金
 - (1) 城東区の広報紙における広告枠の利用に関する契約に基づく広告料債権 金
54,702円
 - (2) 支払督促の手續費用に係る債権 金2,430円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が会社法の規定により解散したとみなされており、株
主総会の決議により株式会社を継続することができる期間
も経過していることから、当該債権の弁済を受けることがで
きる見込みがなく、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過
しているため

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

城東区の広報紙における広告枠の利用に関する契約に基づく広告料債権及び同債権についての支払督促の手續費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第

である。